ID:　249

担当部署:　こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	高齢者生活支援ショートステイの利用の中止
例規名 根拠条項	芦屋市高齢者生活支援ショートステイ運営事業実施に関する規則　第10条
例規番号	平成12年規則第43号

【根拠条文】

（利用の中止）

第10条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を中止することができる。

(1)　利用者が感染性疾患を有し、他の者に感染させるおそれのあるとき。

(2)　利用者が疾病等により医療機関において入院治療を受ける必要があるとき。

(3)　利用者が他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす等により施設に入所させることが適当でないと認められるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日